

令和7年11月吉日

宗教法人善遠寺 野崎霊園

野崎霊園墓地使用管理規定（平成10年8月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表により、旧欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する新欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、新欄に掲げる対象規定で旧欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

野崎霊園墓地使用管理規定新旧対照表

新	旧
第2章第9条 使用権を継承する者は「墓地使用権継承届」に所定の事項を記入し、下記の書類と共に提出してください。 1. 承継者の <u>本籍地記載の住民票謄本（外国の方は在留カードまたは特別永住者証明書）</u> 2. 使用許可証	第2章第9条 使用権を継承する者は「墓地使用権継承届」に所定の事項を記入し、 <u>別に定める手数料を添えて</u> 下記の書類と共に提出してください。 1. 承継者の <u>戸籍謄本（外国の方は外国人登録済証明書）</u> 2. 使用許可証
第2章第20条 <u>一般墓において、別に定める「野崎霊園ペットと納骨に関する規定」を遵守することにより、ペットの納骨を認める。</u>	[新設]

附則

- この規定は、令和8年4月1日から施行する。